

第1号様式【事後審査型】

入札公告

県単 用地補償総合技術業務委託に関する一般競争入札公告

県単 用地補償総合技術業務委託について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

令和元年7月29日

岐阜県多治見土木事務所長 名張 誠

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 仕様書番号 委用単第道改-6-S1号
委託名 県単 用地補償総合技術業務委託（電子入札対象案件）
- (2) 委託場所 主要地方道 豊田多治見線 多治見市 滝呂町、大畑町 地内
- (3) 委託概要 用地補償総合技術業務委託((主)豊田多治見線 滝呂町、大畑町地内) 一式
- (4) 工期 令和2年2月28日限
- (5) 予定価格 7,596,600円(消費税及び地方消費税を含む)
- (6) 低入札価格調査制度 有(失格判断基準 有)
- (7) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務です。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること(以下「紙入札方式」という)ができます。

2 入札参加資格

本業務は単体による事後審査型一般競争入札とします。入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

入札参加資格に関する事項

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 岐阜県建設工事入札参加資格者名簿の建設関連業務(測量・建設コンサルタント等業務(総合補償部門))に登載されていること。
- ウ 岐阜県内に岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている本店、支店又は営業所が所在すること。
- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第199条又は第200条の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- オ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- カ 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領(平成13年4月1日工検第12号)に基づく入札参加資格停止措置を、申請期限日から当該業務の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。
- キ 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、当該委託業務の開札を行う日までに受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ク 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
 - ①資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

(ア)親会社と子会社の関係にある場合

(イ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

ケ 本委託に従事する管理技術者は、本件の入札参加資格確認申請書の受付最終日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3か月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

コ 本業務における管理技術者の資格要件は、特記仕様書第1条に基づく(参考)用地補償総合技術業務共通仕様書第5条第5項に定めるとおりです。

3 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県多治見土木事務所 総務課 管理調整係	0572-23-1111 (内線 306)	〒507-8708 岐阜県多治見市上野町 5-68-1
業務担当課	岐阜県多治見土木事務所 用地課 用地係	0572-23-1111 (内線 328)	岐阜県東濃西部総合庁舎 3階

4 入札参加資格確認の申請

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を電子入札システムを用いて提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ただし、入札参加資格は、入札後に実施する入札参加資格の詳細な確認をもって確定するものとなりますので、添付書類は必要ありません。

また、紙入札方式の場合は持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません。

5 入札手続等

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式によることができます。

(1) 紙入札方式の場合の入札方法は持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。

(2) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。

(3) 開札は、入札の終了後直ちに入札者又はその代理人(以下「入札者等」という。)の立ち会の上で行います。この場合において、入札者等が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員が立ち会います。ただし、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であって、収支等命令者が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員の立ち会を行わないことがあります。

(4) 低入札調査基準価格を設けた場合で、入札者が低入札調査基準価格を下回った場合は、入札保留とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見聴取等の調査を行い、落札候補者の決定をします。この調査期間に伴う当該業

務の工期延長は行いません。

- (5) 本業務委託については、入札金額が低入札調査基準価格を下回る価格であったときは、入札を「保留」と宣言し、最低入札価格の入札をした者に対して、低入札価格調査を行います。なお、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、第三者による照査等を義務付けます。
- (6) 適正な入札を執行するため収支等命令者が必要があると認めたときは、入札書等を抽選により選定することがあります。この場合において、選定する入札書等の数は、収支等命令者が抽選の際に示します。
- (7) 入札後の入札参加資格の確認
開札の結果、落札候補者となった者は、詳細な入札参加資格の確認を行うので、入札参加資格確認資料（別記様式2）を提出すること。資料は次により作成してください。
 - ア 資料の作成に係る費用は、提出者の負担とします。
 - イ 提出された申請書及び資料を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
 - ウ 提出された申請書及び資料は、返却しません。
 - エ 原則として、申請期限日以降の申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。
 - オ 資料提出等に関する問い合わせは、担当課に照会してください。
- (8) 落札者の決定方法
 - ア 開札後に落札候補者から提出された資料を確認し、その結果、参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、当該落札候補者が行った入札を無効とした上で、次順位者を落札候補者とし、入札参加資格確認資料の提出を求めます。
 - イ 参加資格要件を満たす落札候補者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定します。なお、この場合において、くじを引くことを辞退することはできません。
 - ウ 規則第111条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内であること。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退すること。
 - オ 予定価格を事前に公表したものにあっては、再度入札を行いません。
 - カ 一度提出した入札書は、これを書換え、引替え又は撤回をすることはできません。
 - キ その他入札執行については、地方自治法、同法施行令及び規則に定めるところによります。
- (9) 積算内訳書の提出
 - ① 入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書について電子入札システムによる提出を求めます。
 - ② 積算内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにしてください。
 - ③ 積算内訳書が以下の各号のいずれかに該当する者の入札書については、規則第130条により無効とすることがあります。
 - ア 積算内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
 - イ 記載すべき項目を満たしていないもの
 - ウ 一括値引きがあるもの
 - エ 端数処理されているもの
 - オ その他不備があるもの
 - ④ 積算内訳書は返却しません。
 - ⑤ 積算内訳書は入札書の参考として提出を求めるものであり、記載内容が契約の上で影響を及ぼすものではありません。
 - ⑥ 紙入札方式の場合は、入札書とともに積算内訳書を持参して提出してください。
- (10) 入札保証金及び契約保証金
規則第114条各号に該当するときは、免除する。

(11) 入札の無効に関する事項

本公告に示した入札参加資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

① 本公告に示した参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに次の各号の 1 に該当する入札は無効とします。

ア 入札者が同一事項に対し、2 以上の入札をしたとき。

イ 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

ウ 入札保証金を納付しなければならない入札であって、その全部又は一部が納付されていないとき。

エ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。

オ 入札書に記名押印がないとき。(電子入札システムによる場合は、電子認証書を取得していない者が入札したとき。)

カ 入札書の記載事項の確認ができないとき。

キ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

ク その他収支等命令者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消します。

② 参加資格のあることを確認された者であっても、公告において示した参加資格各項の資格を欠く入札参加希望者は、入札参加資格のない者とします。

(12) 入札又は開札の中止及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。この場合における損害は、入札者の負担とします。

(13) 落札の無効に関する事項

落札者が、落札の通知を受けた日から、原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とします。

(14) 苦情申し立て

一般競争入札の手續に不服がある者は、担当課に対して苦情申し立てを行うことができます。

(15) 契約手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(16) 談合その他不正行為があった場合の違約金

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）又は刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 及び同法第 198 条に規定する違反行為が認められた場合は、違約金として請負金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければなりません。

6 入札日程

手續等	期 間・期 日	方 法・場 所
設計図書の閲覧	令和元年 7 月 29 日(月) 午後 1 時から 令和元年 8 月 13 日(火) 午後 4 時まで	電子入札システムよりダウンロード 併せて入札担当課による閲覧
質問書の受付	令和元年 7 月 29 日(月) 午後 1 時から 令和元年 8 月 7 日(水) 午後 4 時まで	電子入札システムによる ※紙入札の場合 入札担当課まで持参
回答書の閲覧	令和元年 7 月 30 日(火) 午前 9 時から 令和元年 8 月 13 日(火) 午後 4 時まで	電子入札システムによる 併せて入札担当課による閲覧
申請の提出	令和元年 7 月 29 日(月) 午後 1 時から 令和元年 8 月 2 日(金) 午後 4 時まで	電子入札システムによる ※紙入札の場合、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和元年 8 月 6 日(火) まで	電子入札システムによる
入札書等の提出受	令和元年 8 月 19 日(月) 午前 9 時から	電子入札システムによる

付	令和元年 8 月 20 日(火)午後 4 時まで	
開札	令和元年 8 月 21 日(水) 午前 9 時 30 分から	電子入札システムによる 東濃西部総合庁舎 3 階 多治見土木事務所事務室
確認資料の提出 (落札候補者の み)	令和元年 8 月 21 日(水)午後 1 時から 令和元年 8 月 22 日(木)午後 4 時まで	入札担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適合 通知書の通知日から起算して 7 日以内(県 の休日を含まない。)	入札担当課まで持参 書面(様式は自由)
苦情申立てに対す る回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起 算して原則として 10 日以内(県の休日 を含まない。)	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービスによる 入札担当課による閲覧

※紙入札の場合は、持参を認めますが、郵送又は電送によるものは受け付けません。(期日・期間は同じ)

注) 入札参加申請において、添付ファイルが無いことにより電子入札システムのエラーが出る場合には「入札参加申請添付ファイル.doc」(空ファイル)を添付し入札参加申請を行ってください。

7 その他

- (1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。
なお、この場合は原則として改めて公告をし入札を行うものとします。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となります。
- (4) 予定価格を超える金額で入札書を提出した場合、不誠実な行為として入札参加資格停止の措置を行うことがあります。
- (5) 電子入札システムは、県の機関の休日を除く、月曜日及び金曜日の午前 8 時から午後 6 時まで、火曜日から木曜日の午前 8 時から午前 0 時まで稼働しています。また、稼働時間を変更する場合は、岐阜県電子入札案内ページ(URL <http://www.cals.pref.gifu.jp/>)で公開します。
- (6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。
- (7) システム操作上の手引き書としては、「岐阜県電子入札システム操作マニュアル(受注者版)」を参考としてください。同マニュアルは、岐阜県電子入札案内ページで公開しています。
- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は岐阜県電子入札システムヘルプデスクとし、方法及び受付時間は岐阜県電子入札案内ページ内の「お問合せ」によります。
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、入札担当課へ連絡してください。
- (9) 入札参加業者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認してください。
- (10) 電子入札システムを使用して提出された入札、申請書及び資料等は、県の使用に係る電子入札シ

システムに用いる電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなします。

- (11) その他詳細不明な点については、担当課に照会してください。